

2026年12月施行予定 確定拠出年金制度改正のお知らせ ～確定拠出年金の拡充について～

人生100年時代を見据え、老後資産形成を支援する目的で、確定拠出年金制度（企業型DC・iDeCo）の見直しが行われます（2026年12月施行予定）。

改正のポイント

- ① 企業型DC・iDeCoの拠出限度額の見直し
 - ✔ 老後資産形成をより促進するため、掛金拠出上限額が見直されます。
- ② iDeCo加入可能年齢の拡大
 - ✔ iDeCoは一定条件のもと、70歳まで掛金を拠出することが可能となり、高齢期の資産形成を継続しやすくなります。
- ③ iDeCo手数料の改定
 - ✔ 国民年金基金連合会におけるiDeCoの手数料が見直しされます。

① 企業型DC・iDeCoの拠出限度額の見直し

◆企業型確定拠出年金（以下「企業型DC」）の拠出限度額の見直し

加入者区分	現行	変更後
企業型DCのみ加入している者	月額55,000円	月額62,000円
企業型DCと確定給付企業年金等（DB等）他制度に加入している者	月額55,000円－DB等他制度掛金相当額を控除した額	月額62,000円－DB等他制度掛金相当額を控除した額
2024年法改正による経過措置の適用を受けている他制度加入者 ^{*1}	月額27,500円	月額27,500円

◆iDeCoの拠出限度額の見直し

加入者区分		現行	変更後
iDeCo第1号加入者及びiDeCo第4号加入者		月額68,000円	月額75,000円 ^{*2}
iDeCo第2号加入者	企業年金あり	月額20,000円	月額62,000円 ^{*3}
	企業年金なし	月額23,000円	月額62,000円
iDeCo第5号加入者 ^{*4}		新設	月額62,000円

^{*1} 規約変更（経過措置解除）した場合、限度額は月額62,000円-DB等他制度掛金相当額

^{*2} 国民年金基金と合算

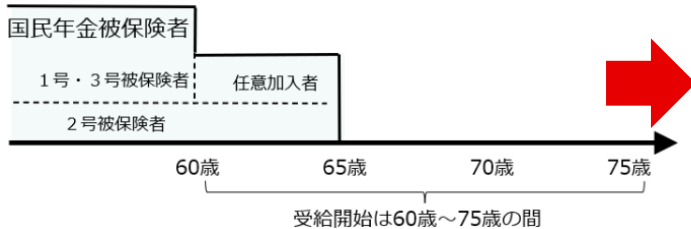
^{*3} 月額62,000円－企業型DC事業主掛金月額＋DB等他制度掛金相当額を控除した額（穴埋め型）

^{*4} iDeCo第5号加入者の掛金拠出は毎月拠出に限定（DC令第35条第2号）

② iDeCo加入可能年齢の拡大

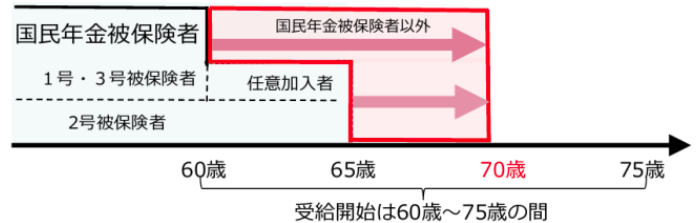
< 現在 >

iDeCoの加入可能年齢は60歳（第2号被保険者は65歳）まで、かつ国民年金被保険者で、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者



< 改正後 >

法改正により、60歳以降も国民年金保険の加入に関わらず、一定条件^{*5}のもとで70歳までiDeCoに加入可能となります（2026年12月以降）



図：厚生労働省ホームページより抜粋

^{*5} 70歳までiDeCoに加入できる方（一定条件）

- ◆ ①iDeCo加入者 ②iDeCo運用指図者 ③企業年金からiDeCoに資産を移換する者
 - ◆ 上記の①～③いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者
- ※経過措置として、施行日から3年を経過する日までの間は、上記①～③に該当しない60歳以上70歳未満の者であってもiDeCoの加入が可能

③ iDeCo手数料（国民年金基金連合会手数料）の改定

2027年1月の掛金引落としから、国民年金基金連合会のiDeCo加入者手数料が見直しされます。

手数料項目（手数料受領先）	加入者（掛金拠出されている方）（税込）	
	旧	新
事務取扱手数料（国民年金基金連合会）	月額105円	月額120円
資産管理手数料（事務委託先金融機関）	月額66円	月額66円
運営管理手数料（百十四銀行）	月額302円	月額302円
合計	月額473円	月額488円

※ iDeCo運用指図者・年金受給者にかかる手数料に変更はありません。

2026年12月施行予定の確定拠出年金制度改正の詳細は、厚生労働省のホームページ「確定拠出年金制度」3.制度改正『2025年の制度改正』をご確認ください。



iDeCo加入者に係る手数料見直しの詳細は、国民年金基金連合会のパンフレット『iDeCo加入者に係る手数料を見直します』をご確認ください。



< 本件に関するお問い合わせ先 >

114サリュダイヤル  0120-114-001

（受付時間）平日9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

【当行が契約している指定紛争解決機関】一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 TEL0570-017109または03-5252-3772

注）本リーフレットは2026年9月時点の公表情報に基づき作成しています。今後の政令・通知等により内容が変更となる場合があります。
本紙は株式会社百十四銀行の確定拠出年金業務委託先であるJ-401kオフィス株式会社が資料作成をサポートしております。

2026年9月現在